資　料　４

# 奈井江町における
# 病診連携の取り組み

# 奈井江町立国民健康保険病院概要

- 診療科目　内科　整形外科　眼科　小児科
- ベッド数　９６床

| | |
|---|---|
| 一般病棟 | ４６床 |
| 医療療養型病床群 | ２０床 |
| 介護療養型病床群 | ３０床 |

## 平成19年度　平均患者数（一日平均）

- 入院　72．8人（病床稼働率　75．8%）
- 外来　141．9人

# 医師体制

- 常　勤　　内科２人　整形外科１人
- 嘱　託　　内科１人

  ※平成１６年合意書締結に基づく

  砂川市立病院からの派遣医師

  （７月～１２月まで）
- 非常勤　　内科３人（火曜、木曜午後）

  眼科１人（午前中診療）

  小児科１人（木曜午後２時～４時）

# 看護体制（20年4月1日現在）

○ 看護配置・・・　一般病棟15：1　　療養病棟25：1

| | |
|---|---|
| 看護師 | 23 |
| 准看護師 | 13 |
| 介護福祉士・看護助手 | 16 |
| 計 | 52 |

# 平成19年度　決算状況

| | |
|---|---|
| 収益的収入 | 1，017，439千円 |
| 収益的支出 | 1，061，576千円 |
| 経常収支 | △44，137千円 |
| 資本的収入 | 74，039千円 |
| 資本的支出 | 109，396千円 |
| 資本収支 | △　35，357千円 |
| 単年度実質収支 | △547千円 |
| 繰越実質収支 | 500，692千円 |

## 《参考》

診療収入　（入院）一般病床　１９，８９０円
　　１８年度全国平均　２０，４３４円

　　（外来）　　９，１８６円
　　１８年度全国平均　　７，１７５円
※全国平均は20床～99床の病院の平均

一般会計繰入金（１９年度決算）

１億８７，９４１千円

# 病診連携の取り組み

【平成元年】

○ 町立病院老朽化に伴う「地域医療懇話会」の設置
新しい地域医療のあり方を目指し、地元医歯会との一体的なシステムづくり構築に向け協議

【平成6年】

○ 町立国保病院の全面改築にあわせてオープンシステム（病診連携開放型共同利用病院）の導入

**安心して医療を受けられるシステム**
**かかりつけ医制度の確立**

# 《平成19年度　実施状況》
# 病診連携運営状況

## 1．開放型病床利用状況

○地元開業医名と町立国保病院医師（常勤医師：内科医２名、整形外科医１名）との連携による事業運営

○開業医師が主治医、病院医師が副主治医

病院開放型病床12床利用状況

| 延べ利用患者数 | １日平均患者数 |
|---|---|
| ２，735人 | ７．４人 |

## 2. 高度医療機器共同利用状況

| 医療機器名 | 延べ利用件数 |
|---|---|
| CTスキャン | 51件 |

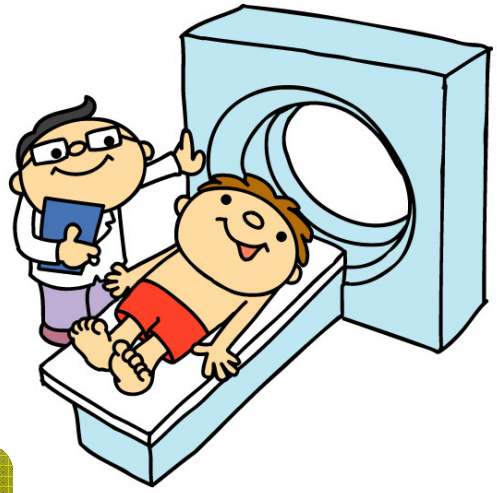

## 3. 病院検査施設共同利用状況

| 項目 | 生化学 | 血液学 | 免疫学 | 肝炎ウイルス | 腫瘍マーカー | 尿 | 微生物 | 病理 | その他 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 5，340 | 4，567 | 881 | 18 | 116 | 201 | 27 | 28 | 11 | 11，189 |

《検体の収集》

臨床検査技師が毎日午前、午後の2回収集

# 4. 老健・特老への継続診療状況

| 施　設　別 | 延べ利用者数 | 1日平均利用者数 |
|---|---|---|
| 健　　寿　　苑 | 3，364人 | 9．2人 |
| やすらぎの家 | 1，961人 | 5．4人 |

老人保健施設「健寿苑」

老人総合福祉施設「やすらぎの家」

# 登録医に対する診療報酬

現行：3，500円（1人1日当たり）

※参考

開放型病院共同指導料（Ⅰ）　350点

開放型病院共同指導料（Ⅱ）　220点

※介護療養型病床、老人保健施設、特別養護老人ホームについては1日1回当たり3，500円を費用弁償として支払っている。

# 効　果

- 病院と診療所の役割、機能分担、地域医療における継続診療、家庭医機能の向上などが図られ、地域で安心した医療提供が図られる。

- 患者（住民）にとって、医療機関だけではなく、町内の老人保健施設、特別養護老人ホームを開放型共同利用施設として位置づけていることから、病院から転所しても、引き続きかかりつけ医からの診療を受けられることへの信頼感、安心感に繋がっている。

# 奈井江町立国保病院の概要

## 北海道奈井江町

## １.病院の概要

◎　名　称　　奈井江町立国民健康保険病院

◎　所在地　　北海道空知郡奈井江町字奈井江１２番地

◎　敷地面積　１０，３３３．４３㎡

◎　建物構造　鉄筋コンクリート造　地上４階（一部地階）

　　鉄骨造　地上２階（エネルギー棟）

◎　規　模　　建築面積　３，２３７．２４㎡

　　延床面積　６，４８９．４６㎡

◎　診療科目　内科　整形外科　眼科　小児科

◎　病床数　　一般病棟４６床　医療療養型２０床　介護療養型３０床

◎　付属施設　医師住宅４棟

◎　入院基本料基準　　一般病棟入院基本料１５対１

　　療養病棟入院基本料２

◎　その他　　救急告示病院　訪問看護サービス実施　禁煙外来開設

## ２.主な沿革

昭和１０年１１月　奈井江産業組合厚生福利施設奈井江協済病院として開設

　　診療科目内科　　病床数１５床

昭和３７年　５月　奈井江町立国民健康保険病院として移管開設

　　診療科目内科　外科　産婦人科　歯科　　病床数７８床

昭和３９年１０月　新病院竣工　鉄筋コンクリート２階建

　　診療科目内科　外科　小児科　産婦人科　整形外科　歯科

　　病床数１１０床

昭和４０年１１月　病床数２０床増設し１３０床

昭和４５年　４月　奈井江町立病院と名称変更

昭和５１年　６月　救急病院告示

平成　４年　４月　奈井江町立国民健康保険病院と名称変更

平成　５年　４月　病院全面改築工事着工

平成　５年　６月　病床数１００床に変更

平成　６年　６月　病院全面改築第１期工事（病棟、診療棟部門）完成

平成　６年　９月　眼科開設

平成　６年１１月　開放型病院運営承認（病診連携事業開始）

平成　７年　２月　病院全面改築第２期工事（リハビリ、事務部門）完成

平成１２年　４月　病床を一般病棟５０床　医療療養型２０床　介護療養型
３０床に変更

平成１５年　４月　一般病棟を４６床に減少

平成１７年１０月　砂川市立病院との医療連携協定締結

平成１８年　４月　政府管掌健康保険生活習慣病予防健診医療機関の指定

平成１８年　５月　禁煙外来開設

## ３.過去３年間の患者数推移

（１）入院患者数　　（　　）は１日平均

| 病床別 | H１７実績 | H１８実績 | H１９実績 | H２０当初 |
|---|---|---|---|---|
| 一般病床 | １０，０７７<br>（２７．６） | ９，９６２<br>（２７．３） | １１，０１５<br>（３０．１） | １１，０６０<br>（３０．３） |
| 医療療養 | ６，６７９<br>（１８．３） | ６，９２３<br>（１９．０） | ６，８８８<br>（１８．８） | ６，５７０<br>（１８．０） |
| 介護療養 | ８，１９２<br>（２２．４） | ８，５０７<br>（２３．３） | ８，７３８<br>（２３．９） | ９，１２５<br>（２５．０） |
| 合　　計 | ２４，９４８<br>（６８．３） | ２５，３９２<br>（６９．６） | ２６，６４１<br>（７２．８） | ２６，７５５<br>（７３．３） |

（２）外来患者数　　（　　）は１日平均

| 診療科別 | H１７実績 | H１８実績 | H１９実績 | H２０当初 |
|---|---|---|---|---|
| 内　　科 | １７，１９１<br>（７０．５） | １７，１０２<br>（６９．８） | １５，７９８<br>（６４．５） | １５，６１６<br>（６４．０） |
| 整形外科 | １２，０４８<br>（４９．４） | １３，７０２<br>（５５．９） | １３，４７０<br>（５５．０） | １３，９０８<br>（５７．０） |
| 眼　　科 | ３，４７７<br>（１４．２） | ３，７４７<br>（１５．３） | ３，９３２<br>（１６．０） | ３，９０４<br>（１６．０） |
| 小児科 | | | ５１２<br>（２．１） | ５１０<br>（２．１） |

| 合　　計 | ３２，７１６<br>（１３４．１） | ３４，５５１<br>（１４１．０） | ３３，７１２<br>（１３７．６） | ３３，９３８<br>（１３９．１） |
|---|---|---|---|---|

※　小児科は、平成１９年６月開設

## ４．職員体制

（平成２０年４月１日現在）

| 職種別 | 正職員 | 臨時職員 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 医　　師 | 3 | 6 | 9 |
| 薬　剤　師 | 2 | | 2 |
| 放射線技師 | 2 | | 2 |
| 臨床検査技師 | 2 | | 2 |
| 理学療法士 | 1 | | 1 |
| 柔道整復士 | 1 | | 1 |
| 管理栄養士 | 1 | | 1 |
| 看　護　師 | １３ | １０ | ２３ |
| 准看護師 | 9 | 4 | １３ |
| 介護福祉士 | 2 | | 2 |
| 看護助手 | 1 | １３ | １４ |
| 事　務　員 | 7 | 4 | １１ |
| 相　談　員 | | 1 | 1 |
| 合　　計 | ４４ | ３８ | ８２ |

※　調理業務、清掃業務、守衛業務、宿日直事務、ボイラー業務、用務員業務は委託

## ６．病診連携事業の取り組み

（１）事業概要

地域住民が安心して医療を受けられるシステムづくりと地域医療の充実を目指し、平成６年より地元医歯会と町立国保病院との医師間の連携、いわゆる病診連携事業に取り組んでおり、地元開業医は、町立国保病院の登録医として診療業務を行う。

このなかで、町立国保病院を「開放型共同利用病院」として位置付け、病床数９６床のうち、１２床を開放型病床として開業医に開放し、引き続き入院患者として定期的に診療にあたっている。

なお、診療にあたっては、開業医を**主治医**、町立国保病院を**副主治医**として位置付け、医師間の診療情報の共有、連携の円滑な推進が図られている。

また、退院後においては、それぞれの開業医の外来患者として診療を受け、**かかりつけ医の重要性の推進**にも寄与している。

（２）主治医と副主治医との役割

・患者の診療方針については、両者で協議、連携のうえ決定する。
・病院看護師への指示、投薬、処方等は、原則として主治医が行う。
・患者への説明は、原則として主治医が行う。
・患者の容態急変時の連絡は、主治医に連絡し、主治医不在の場合は、副主治医が対応する。

（３）その他の病診連携事業

上記の開放型病床のほか、次の事業を実施している。

・病院高度医療機器の共同利用（ＣＴスキャン等）
・病院検査施設の共同利用

・地元老人保健施設、特別養護老人ホームへの入所に対する地元開業医の継続診療

## ７．センター病院との医療連携

平成１７年１０月、第２次医療圏域のセンター病院である砂川市立病院との医療連携協定を締結した。

（１）目的

総務省の公立病院ガイドライン及び北海道の自治体病院広域化・再編ネットワーク構想を視野に入れた新たな地域医療体制を目指し、「地域全体で患者を診る」という方針のもと、それぞれの病院が持つ特色、医療資源を有効に活用し機能分担を明確にしながら、合わせて尊厳をもち、同一地域のなかで、より安心した質の高いサービスを将来にわたり住民に提供する。

（２）連携の柱

①医師の派遣に関すること
②病床の有効利用に関すること
③患者の紹介・逆紹介に関すること
④医療機器の共同利用に関すること
⑤カンファレンス、研修会等の合同開催に関すること
⑥医療情報の共有化に関すること
⑦総合情報システム等のＩＴ化に関すること
⑧病院の経営形態の検討に関すること

（３）主な取り組み（予定含む）

①内科医師、小児科医師の派遣
②脳卒中地域医療連携パスの作成、実践

③急性期から慢性期の疾患状態に応じた入退院連携

④医師等医療スタッフの合同学術研修会、感染症予防研修会、医療安全対策研修会　等

⑤医療情報の共有化のための情報システムの配置（２０年度予定）

# 開放型病院の手引き

平成 20 年 4 月1日現在

空 知 医 師 会

奈 井 江 町 医 歯 会

奈井江町立国保病院

Ⅰ.登　録　医

1. 開放型病床及び高額医療機器等を利用する医師及び歯科医師は、空知医師会及び奈井江医歯会の会員であり、奈井江町立国民健康保険病院の登録医となり、開放型病院において医療業務を行うことができます。
2. 登録医の期間は、空知医師会及び奈井江医歯会の会員の期間とします。ただし、空知医師会及び奈井江医歯会からの申し出により、登録医を辞退することができます。
3. 麻薬免許証をもっている登録医は、「従として診療に従事する麻薬診療施設」の変更届出をします。
4. 上記の諸手続きは、地域医療連携室で取りまとめて行うことになります。

Ⅱ.主治医及び副主治医

1. 登録医及び、病院の医師の主治医、副主治医は、双方協議して決めます。

Ⅲ.入院手続

1. 登録医は、入院させようとする患者の住所・氏名・病状等を地域医療連携室に電話で連絡します。
2. 地域医療連携室は、医療参事及び看護師長に連絡し、すみやかに入院体制を整えます。
3. 登録医は、開放型病院利用連絡書を FAX 又は患者を通じて病院に提出し入院手続きをします。
4. 入院の時間は、原則として土曜日、日曜日、祝祭日を除き、午前 8 時 30 分～11 時 30 分及び午後 1 時 00 分～午後 4 時 15 分までとします。
5. 時間外入院の場合
   平日午後 4 時 15 分以降及び休日、祝祭日等、時間外の緊急入院の場合も開放型病床患者として取り扱うことができます。
6. 入院時の事務手続き上必要なものは
   (1)　開放型病院利用連絡書（登録医が記入）
   (2)　入院申込書（患者が記入）
   ※　(1)(2) は病院指定のものを使用する。
   (3)　保　険　証
   (4)　印　鑑

Ⅳ.診　療

1. 患者の診療方針については、主治医、副主治医の間で充分協議し、連携して診療にあたらなければなりません。
2. 登録医は、診察の事実を病院の入院カルテに日付を入れ、「開放型病床協同指導」のゴム印を押して共同指導の内容を記載しておきます。これは診療記録となり、後に指導を行った日数だけ共同指導料が請求できます。なお、自院の同患者のカルテにも同様に指導等の内容を記載しておかなければなりません。
3. 看護師への指示、投薬、処方等は原則として主治医が行います。
4. 患者への説明も原則として主治医がおこないます。
5. 患者の容態が急変したとき看護師は、主治医に連絡し指示を受けます。
   主治医不在の時は副主治医に連絡し指示を受けます。時間外の時は、当直医師の指示を受けます。なお、いかなる場合でも看護師は連絡が取れる体制を整えておきます。
6. 登録医及び病院医師は、緊急時の連絡先を必ず病棟に明示しておかなければなりません。
7. 登録医は、開放型病床における診療に際して、事前に地域医療連携室に連絡をしてください。

Ⅴ.退院、転科

1. 患者の退院及び退院後の治療方針については、主治医、副主治医間で充分協議をして決定します。
2. 患者の病状、その他により必要に応じて主治医、副主治医間で協議のうえ他科への転科をすることができます。

Ⅵ.施設の利用

1. 開放型病床入院患者は他の入院患者と同様に対応されます。
2. 内視鏡、ＣＴ、超音波装置等の病院内医療機器は、主治医、副主治医間で共同利用することができます。

Ⅶ.検　査

〔ＣＴ検査〕

1.開業医の手続き

（1）　検査希望日については、地域医療連携室に連絡して決定します。

（2）　町立国保病院外来検査予約票兼診療情報提供書及びＣＴ指示伝票に必要事項を記入し、封筒にいれ封をしてください。

(3)　患者は、(2) の封筒と保険証を持参し来院してください。ただし、保険証等を持参させることができない場合、開業医は、開放型病院利用連絡書に記入し持参させてください。

2.病院の実施方法

(1)　患者は、受付窓口で保険証等の確認を済ませ、次の指示をうけます。

(2)　診察及び検査報告

＊ Ａ医院の場合

ＣＴ指示伝票がでているので、直接ＣＴ検査をし、その後内科外来で診察を受けます。

検査結果報告書には検査所見を記載して、フイルムと合わせて報告します。

＊ Ｂ医院の場合

内科外来で診察してから、病院医師の指示によりＣＴ検査をします。

検査結果報告書には検査所見を記載して、フイルムと合わせて報告します。

〔超音波診断検査〕

1. 開業医の手続き

(1)　検査希望日については、地域医療連携室に連絡して決定します。

(2)　町立国保病院外来検査予約兼診療情報提供書に必要事項を記入し、封筒に封をしてください。

(3)　患者は、(2) の封筒と保険証を持参し、来院してください。ただし、保険証等を持参させることができない場合、開業医は、保険証記載事項書に記載し持参させてください。

2. 病院の実施方法

(1)　患者は、受付窓口で保険証等の確認を済ませ、次の指示をうけます。

(2)　診察及び検査報告

＊ 方波見医院の場合

指示がでているので、直接超音波診断検査をし、その後内科外来で診察をうけます。

検査結果報告書には検査所見を記載して、画像記録紙と合わせて報告します。(希望によりビデオテープ録画もいたしますので、事前にお申し出ください。)

＊ Ａ医院の場合

内科外来で診察をしてから、病院医師の指示により超音波診断検査を

します。検査結果報告書には検査所見を記載して、画像記録紙と合わせて報告します。（希望によりビデオテープ録画もいたしますので、事前にお申し出ください。）

〔Ｘ線断層撮影〕

1. 開業医の手続き

（1） 検査希望日については、地域医療連携室に連絡して決定します。

（2） 町立国保病院外来検査予約票兼診療情報提供書及び放射線指示伝票に必要項を記入し、封筒に入れ封をしてください。

（3） 患者は、(2) の封筒と保険証等を持参し、来院してください。ただし、保険証等を持参させることができない場合、開業医は、保険証記載事項書に記載持参させてください。

２.病院の実施方法

（1） 患者は、受付窓口で保険証等の確認を済ませ、次の指示を受けます。

（2） 診察及び検査報告

＊Ａ医院の場合

指示がでているので、直接Ｘ線断層撮影をし、その後内科外来で診察を受けます。

検査結果報告書には検査所見を記載して、フイルムと合わせて報告します。

＊Ｂ医院の場合

指示がでているので、直接Ｘ線断層撮影をし、その後内科外来で診察を受けます。

検査結果報告書には検査所見を記載して、フイルムと合わせて報告します。

〔臨床検査〕

1. 開業医の手続き

（1） 検査検体は、備え付けの採血管で採取してください。

（2） 検査項目は、備え付けの用紙に必要事項を記入の上、提出してください。

※ 上記（1）（2）については、病院が用意いたしますが、今までご利用されていた臨床検査センターと同様の取り扱いといたします。

（3） 緊急の検査の場合については、地域医療連携室にご連絡ください。

2. 病院の実施方法

（1） 検査検体の収集は、毎日午前・午後の２回といたします。

収集時間　午前　　11 時 00 分

午後　　３時 30 分

なお、土曜日の検査検体については、正午に収集いたします。

緊急検査の連絡を受けた場合は、その都度収集いたします。

（2） 検査結果の報告について（特殊な検査を除く）

・ 午前に収集した検体→当日午後の収集時に報告書をお渡しします。
・ 午後に収集した検体→翌日午前の収集時に報告書をお渡しします。
・ 緊急に収集した検体→速やかに報告書をお渡しします。
・ 特殊検査については→結果が出た後の収集時に報告書をお渡しします。

（3） 検査検体で外注検査委託をしなければならない検体は、○○臨床検査センターに委託いたします。

上記検査において、お互いに不都合等が生じた場合は、その都度協議いたします。

また、上記以外の検査等で依頼があった場合は、その都度協議いたします。

Ⅷ.保険指定後の保険請求について必要な事項

1. 開放型病院共同指導料の請求

（登録医）

（1） 開放型病床に患者を入院させると共同指導料（1）が請求できます。共同指導日数は、開放型病院共同指導実施票に記載された日数になります。

（2） 登録医は上記実施票に基づいて、病名、診療日数をレセプトに転記し、各自共同指導料（1）を保険請求します。

（3） 入院が決定したら、事前に開放型病院共同指導料についてのご説明を患者に配布し、ご説明をお願いします。

（病院）

（1） 開放型病床に患者を入院させると共同指導料（Ⅱ）が請求できます。

（2） 入院時、開放型病院共同指導についてのご説明を患者に配布し、ご説明いたします。

（3） 毎月末及び退院時に開放型病院共同指導実施票を作成し、翌月２日までに退院及び入院中のものをまとめて登録医に送付します。

（4） 共同指導料（Ⅰ）に対する患者負担分については病院が代わって徴収し、登録医の指定する口座へ振り込みます。

収し、登録医の指定する口座へ振り込みます。

2. 登録医に対する診療の報酬について

（1） 保険指定後は、診療報酬による。

※ 参考（平成１６年４月１日診療報酬点数改正）

開放型病院共同指導料（Ⅰ）350 点

開放型病院共同指導料（Ⅱ）220 点

Ⅸ.登録医として留意事項

1. 登録医は、病院の規則を順守するものとします。
2. 開放型病床における症例検討委員会を開催し、研鑽に努めることが義務付けられております。
3. 開放型病床において生じた医療事故について損害賠償を求められたときは、自治体病院共済会の病院賠償責任保険が適用されます。
4. 来院時は、４階地域医療連携室のロッカーを使用し、ネームプレートを着けた白衣に着替えてからナースステーションに行き、来院を告げます。また、来院時には地域医療連携室に備え付けてある共同指導票にサインをします。

※ ・様　式　開放型病院利用連絡書（別記様式 1）

・検　査　検査結果報告書　　（別紙様式 2）

・ 町立国保病院外来検査予約票兼診療情報提供書（別紙様式 3）

**奈井江町地域医療連携室**

**所在地　空知郡奈井江町字奈井江町１２番地**

**TEL　０１２５－６５―６２０３**

**FAX　０１２５－６５―２７２７**